

法人化や集落営農の組織化を進めたい

農業経営の法人化等支援補助金

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

1 農地集積
と保全対策

2 新規就農
者の確保・
育成

3 組織化に
よる営農の
効率化

4 農畜産物
の高品化・
安定生産

5 生産機械・
施設の導入

6 6次産業化
の取り組み

7 素材生産
の拡大

8 鳥獣対策

本事業の役割

農業経営を法人化した者や集落営農を組織化した者に対して、補助を行います。

交付条件は？

(1) 次のいずれかの要件を満たした場合に対象となります。

- ① 複数戸により法人を設立する、又は法人同士により法人を設立する。
- ② 農作業受託組織を基礎として法人を設立する。
- ③ 複数の集落営農組織を合併して法人を設立する。

(2) 集落営農の組織化では、集落営農を組織化することが必要です。

どのような事業内容？

農業経営を法人化した場合は40万円、集落営農を組織化した場合は20万円が交付されます。

手続はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 交付申請書の提出
- (3) 審査、交付の決定

法人化や集
落営農の組
織化を進め
たい